

## 改 正 案

## 現 行

## 第一百七十八条及び第一百七十九条 削除

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)  
第一百七十八条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）の一部を次のように改正する。

表第十三条第二項第四号中「別表第二第九号」を「別表第二第十九号」に改める。

別表第二中第十六号を第三十一号とし、第五号を第二十八号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十九 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十九条の二の二（損失補てんに係る利益の収受等）の罪

三十 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三百九十四条第七号（損失補てんに係る利益の収受等）の罪

三十一 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第五十三条第五号（損失補てんに係る利益の収受等）の罪

三十二 保険業法（平成七年法律第百五号）第三百一十七条の二（損失補てんに係る利益の収受等）の罪

三十三 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第一百条の四の二（損失補てんに係る利益の収受等）の罪

三十四 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第六十三条の二の二（損失補てんに係る利益の収受等）の罪

三十五 銀行法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十五条の二の二（損失補てんに係る利益の収受等）の罪

三十六 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二十五条の二の二（損失補てんに係る利益の収受等）の罪

三十七 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第九十条の四の二（損失補てんに係る利益の収受等）の罪

三十八 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十九号）第三百六十三条第六号（損失補てんに係る利益の収受等）の罪

三十九 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十九号）第三百六十三条第六号（損失補てんに係る利益の収受等）の罪

四十 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十九号）第三百六十三条第六号（損失補てんに係る利益の収受等）の罪

四十一 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十九号）第三百六十三条第六号（損失補てんに係る利益の収受等）の罪

四十二 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十九号）第三百六十三条第六号（損失補てんに係る利益の収受等）の罪

四十三 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十九号）第三百六十三条第六号（損失補てんに係る利益の収受等）の罪

四十四 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十九号）第三百六十三条第六号（損失補てんに係る利益の収受等）の罪

四十五 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十九号）第三百六十三条第六号（損失補てんに係る利益の収受等）の罪

四十六 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十九号）第三百六十三条第六号（損失補てんに係る利益の収受等）の罪

四十七 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十九号）第三百六十三条第六号（損失補てんに係る利益の収受等）の罪

四十八 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十九号）第三百六十三条第六号（損失補てんに係る利益の収受等）の罪

四十九 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十九号）第三百六十三条第六号（損失補てんに係る利益の収受等）の罪

五十 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十九号）第三百六十三条第六号（損失補てんに係る利益の収受等）の罪

五十一 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十九号）第三百六十三条第六号（損失補てんに係る利益の収受等）の罪

五十二 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十九号）第三百六十三条第六号（損失補てんに係る利益の収受等）の罪

五十三 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十九号）第三百六十三条第六号（損失補てんに係る利益の収受等）の罪

五十四 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十九号）第三百六十三条第六号（損失補てんに係る利益の収受等）の罪

五十五 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十九号）第三百六十三条第六号（損失補てんに係る利益の収受等）の罪

五十六 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十九号）第三百六十三条第六号（損失補てんに係る利益の収受等）の罪

五十七 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十九号）第三百六十三条第六号（損失補てんに係る利益の収受等）の罪